

香取市議会に関する市民アンケート

～ あなたの声をお聞かせください～

平素から香取市議会に対しまして、ご理解とご協力をいただきまして有難うございます。

香取市議会の議会改革検討特別委員会では、今後の議会活動の基礎資料や議会基本条例の作成の参考とするために市民アンケートを行うことと致しました。

この市民アンケート調査は、市民の皆様のご意見を集計することを目的として、実施するものです。調査対象者は市内在住の18歳以上の2,000人の方を無作為に選出させていただきました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、皆様にご記入をお願いいたしますので、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【ご記入にあたっての注意】

1. ご回答は、なるべく郵送しました封筒のあて名のご本人にお願いします。
ただし、ご都合によりご本人がご記入できない場合は、ご家族の方がお答えいただいても結構です。
2. この調査の結果については、数字で統計的に処理します。無記名調査ですので個人やご家族の方にご迷惑をかけることはありません。
（お名前や住所を書いていただく必要はありません。）
3. ご記入は、鉛筆か黒のボールペンで記入してください。
4. ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒にアンケート用紙を入れて切手を貼らずに2月28日（月）までにポストに投函してください。
5. 記入方法や調査についてご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせ願います。

議会改革検討特別委員会 委員長 坂部勝義 副委員長 辻達広

委員 千年正浩 成毛伸吉 根本義郎 平野和伯 高木寛 河野節子

香取市役所 議会事務局 TEL：0478-50-1217 FAX：0478-54-1882

（ご回答は、あてはまる項目の番号を○で囲んでください。）

★あなたご自身のことについて、お伺いします。

（1）あなたの性別を教えてください。（○はひとつ）

1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない

（2）あなたの年齢を次の中から選んでください。（○はひとつ）

1. 20歳未満 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
5. 50～59歳 6. 60～69歳 7. 70歳以上

（3）あなたのお住いの地域について教えてください。（○はひとつ）

1. 佐原地区 2. 山田地区 3. 栗源地区 4. 小見川地区

★市議会への関心についてお伺いします

(4) あなたは市議会に関心がありますか。(〇はひとつ)

1. ある 2. 少しある 3. ない⇒4-1へ 4. わからない

(4)で「3. ない」を選ばれた方にお尋ねします。

4-1) その理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 市議会が何をしているかわからない 2. 忙しくて考える暇がないから
3. 興味がなから 4. 生活にあまり関係がないから
5. 市政に関心がないから 6. 知っている議員がないから

(5) 市議会だよりを読んでいますか。(〇はひとつ)

1. 全部読む 2. 関心のある記事だけ読む 3. ほとんど読まない
4. 全く読まない 5. 知らない・見たことがない

(6) 香取市になって以降、市議会の会議などを見たり聞いたりしたことがありますか。(〇はひとつ)

1. ある⇒6-1へ 2. ない

(6)で「1. ある」を選ばれた方にお尋ねします。

6-1) どのような方法でご覧になりましたか。(〇はいくつでも)

1. 議場・委員会室で傍聴したことがある
2. インターネット中継で見たことがある
3. 議会のホームページで議事録を読んだことがある
4. その他 ()

★市議会の評価等について、お伺いします。

(7) 現在の市議会をどのように評価しますか。(〇はひとつ)

1. 大いに評価する 2. ある程度評価する 3. あまり評価しない
4. 全く評価しない 5. わからない

(8) あなたの意見や市民の声が市議会に反映されていると思いますか。(〇はひとつ)

1. 思う 2. やや思う 3. 思わない 4. わからない

(9) あなたは、議員や市議会に何を期待しますか。(〇はいくつでも)

1. 市及び市民の利益となるように政策の提言を行う
2. 地域の声を聞いてほしい
3. 市民生活で困っていることの相談相手になって欲しい
4. 市政のチェック
5. その他 ()

★議会の改革について、お伺いします。

(10) 市議会の改革は必要だと思いますか。(〇はひとつ)

1. 必要⇒10-1へ 2. 必要ない⇒10-2へ 3. わからない

(10)で「1. 必要」を選ばれた方にお尋ねします。

10-1) 市議会の改革の課題は何だと思えますか。(〇はいくつでも)

1. 議会の審査機能の向上
2. 政策提言機能の強化
3. 議会基本条例の制定
4. 市議会ホームページの充実など情報公開
5. インターネットなどの議会中継放送、録画の充実
6. 議会だよりの充実
7. 市民の声が反映できる懇談会や意向調査
8. 休日開催、夜間開催など市民の傍聴しやすい議会
9. 議員の定数・報酬などの検討
10. その他 ()

(10)で「2. 必要ない」を選ばれた方にお尋ねします。

10-2) その理由は何ですか。(〇はひとつ)

1. 既に十分に改革を行っているから
2. 議会が変わるとは思えないから
3. その他 ()

★議員の定数、報酬、選挙について、お伺いします。

(同封の参考資料の「議員の定数、報酬、選挙について」を参考に、回答をお願いします。)

(11) 平成26年12月に議員定数を25名から22名に削減したことを知っていますか。(〇はひとつ) ※参考資料の[質問項目(11)～(13)]に関する情報を参考にして下さい。

1. 知っている⇒11-1△
2. 知らない

(11)で「1. 知っている」を選ばれた方にお尋ねします。

11-1) 定数削減によりどのようなになったと思えますか。(〇はいくつでも)

1. 市民の声が届きにくくなった
2. 市民の声が届きやすくなった
3. 議員の活動が見えにくくなった
4. 議員の活動が活発になった
5. あまり変化がない
6. その他 ()

(12) 現在の議員定数は22人ですが、議員定数についてどう思えますか。(〇はひとつ)

1. 今のままでよい
2. 多い⇒12-1△
3. 少ない⇒12-1△
4. わからない

(12)で「2. 多い」あるいは「3. 少ない」を選ばれた方にお尋ねします。

12-1) 議員定数は何人が妥当ですか。(数字を記入)

() 人

(13) 市議会議員の定数は何を基準に決めるべきと思いますか。(〇はひとつ)

-
- | | | |
|-----------|----------|------------|
| 1. 人口 | 2. 面積 | 3. 財政状況 |
| 4. 他市との比較 | 5. わからない | 6. その他 () |
-

(14) 香取市議会議員の報酬は毎月 35万円ですが、この金額についてどう思いますか。
(〇はひとつ) ※参考資料の[質問項目(14)～(15)]に関する情報を参考にしてください。

-
- | | | | |
|------------|-------------|--------------|----------|
| 1. 今のままでよい | 2. 多い⇒14-1^ | 3. 少ない⇒14-1^ | 4. わからない |
|------------|-------------|--------------|----------|
-

(14)で「2. 多い」あるいは「3. 少ない」を選ばれた方にお尋ねします。

14-1) 議員報酬はいくらが妥当ですか。(月額を数字で記入)

() 円

(15) 議員報酬の決め方について確立した基準はありません。それぞれの自治体が独自に定めています。あなたはどのような基準が妥当であると思いますか。(〇はひとつ)

-
- | |
|---------------------------------|
| 1. 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を求める方式 |
| 2. 市役所職員の給与を基準とする方式 |
| 3. 国会議員の歳費を基準とする方式 |
| 4. 日当制を基準とする方式 |
| 5. 市長の給与額を基準とする方式 |
| 6. 類似団体等との比較 |
| 7. その他 () |
-

(16) 市長選挙と市議会議員選挙の同時選挙は必要だと思いますか。(〇はひとつ)
※参考資料の[質問項目(16)]に関する情報を参考にしてください。

-
- | | | |
|-------|---------|----------|
| 1. 必要 | 2. 必要ない | 3. わからない |
|-------|---------|----------|
-

(17) 市議会に対するご意見やご要望を自由にお書き下さい。

アンケートは以上です。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒に回答を記入したこの用紙を入れ、

2月28日(月)までにご投函ください。

～議会基本条例とは～

議会基本条例とは議会運営の最高規範という位置づけの条例です。

議会基本条例の意義は、各議会により異なっており、目的規定に議会の活性化の趣旨が入ることが多くなっています。

具体的には議会や議長の活動規範や議会運営のルール、住民への情報公開や議会報告会、市長の説明義務や反問権などの規定、議会活動や議会改革の体制整備など、議会に関する全般の規範を定める条例となります。

香取市議会では、開かれた議会を目指しており、市民の皆様のご意見と共に議会の運営や改革を行っていき、議会の活性化を実現していくための、仕組みの一つとして、議会基本条例の制定を検討しているところです。

～議員の定数、報酬、選挙について～

質問項目（１１）～（１６）回答時にお使いください。

アンケート回答の参考になるように、質問項目の（１１）～（１６）について、香取市や近隣市、全国の市議会の状況などをまとめていますので、ご活用ください。

質問項目（１１）～（１３）に関する情報

・香取市議会の議員定数の状況

香取市議会の定数は、平成１８年３月に旧市町議会の定数を合算した７６人で始まりました。その後、平成１８年１２月に３０人の定数になり、平成２２年１２月に５人減員して２５人の定数となりました。

さらに、平成２６年１２月から３人減員して、現在の議員定数の２２人となっています。

平成18年3月		平成18年12月		平成22年12月		平成26年12月～
76人	→	30人	→	25人	→	22人

【参考資料】

- 近隣市議会の議員定数と香取市の状況（令和3年7月 香取市議会事務局調べ）

下の表は、千葉県北東部にある市の議員定数の一覧です。

網掛けの部分が香取市の現状で、香取市は人口73,508人で市の面積が262.35km²、議員定数が22人、議員一人あたりの人口は3,341人です。

なお、最下段は北東部にある11市の平均の値となっています。

市名 (人口順)	2021.7月 人口(人)	面積 (km ²)	議員定数 (人)	議員一人あたり の人口(人)
佐倉市	172,754	103.69	28	6,170
成田市	130,839	213.84	30	4,361
印西市	106,716	123.79	22	4,851
四街道市	95,595	34.52	20	4,780
香取市	73,508	262.35	22	3,341
八街市	67,957	74.94	20	3,398
旭市	64,206	130.45	20	3,210
白井市	62,902	35.48	21	2,995
銚子市	58,222	84.2	18	3,235
富里市	49,545	53.88	18	2,753
匝瑳市	35,191	101.52	18	1,955
平均	83,403	110.79	21.5	3,732

- 全国の市議会の議員定数の状況（令和2年12月末 全国市議会議長会調べ）

全国の市の内、人口が5万人以上～10万人未満の250市の平均議員定数は20.6人となっています。

人口規模	市の数	1市あたり平均議員定数(人)
5～10万人未満	250	20.6

質問項目（14）～（15）に関する情報

- 全国の市議会の議員報酬の状況（令和2年12月末 全国市議会議長会調べ）

全国の市の内人口が5万人以上～10万人未満の250市の平均議員報酬月額額は39.2万円となっています。

人口規模	市の数	平均議員報酬月額(万円)
5～10万人未満	250	39.2

【参考資料】

・近隣自治体の議員報酬と香取市の状況（令和3年7月 香取市議会事務局調べ）

下の表は、千葉県北東部にある市の議員報酬月額の一覧です。

網掛けの部分が香取市の現状で、香取市は人口73,508人で市議会議員の報酬月額は35万円で、市民一人あたりの換算で4.8円となっています。

なお、最下段は北東部にある11市の平均の値となっています。

市名 (人口順)	2021.7月人口 (人)	議員報酬月額 (万円)	市民一人あたり議 員報酬月額(円)
佐倉市	172,754	46	2.7
成田市	130,839	47	3.6
印西市	106,716	37	3.5
四街道市	95,595	43	4.5
香取市	73,508	35	4.8
八街市	67,957	35.5	5.2
旭市	64,206	34	5.3
白井市	62,902	30	4.8
銚子市	58,222	36.5	6.3
富里市	49,545	30	6.1
匝瑳市	35,191	33.5	9.5
平均	83,403	37.0	5.1

質問項目（16）に関する情報

・千葉県内の市長選挙と市議会議員選挙の同時選挙の状況

千葉県内37市の内、令和元年～令和4年の間で行われる市長・市議会議員選挙で、同時選挙を行った、又は行う予定がある市は**6市**です。

なお、香取市は市長の任期満了日が令和4年4月で市議会議員の任期満了日が令和4年12月のため市長選挙と市議会議員選挙は別に行われています。

・同時選挙のメリットとデメリット

【同時選挙のメリットとして考えられる例】

- ① 効率的な選挙執行が可能となる（前回の選挙からの試算）
選挙執行経費 約1,600万円の節減になります。
- ② 市民の利便性の向上が図られる
投票所へ向かう回数が1度で済むことや、市長候補者と市議会議員候補者の主張を比較しながらの選択などができます。

- ③ 投票率の向上により、市政への民意の反映が期待できる
衆議院議員と参議院議員の同日選挙や、県知事と市長の同時選挙など、複数の選挙が同時に行われると、単独の選挙より投票率が上がる傾向にあります。

【同時選挙のデメリットとして考えられる例】

- ① 有権者の付託の反故になる
同時選挙を行うためには、任期中の辞職や解散が必要となり、投票により4年間の付託を得たものが、任期の途中で終わることになります。
- ② 選挙を同時に開催した場合、有権者が投票内容を混同する
市長は市政運営を行う役割、議会は市政運営を厳しくチェックする監視の役割があり、同時選挙ではその違いがあいまいになり、役割の違いの理解を、有権者が混同してしまう恐れがあります。
- ③ 選挙日程については、今後も様々な理由により変更が生じる
他市の事例をみると、同時選挙として日程を合わせた以降も、市長の疾病や事故、他の選挙への立候補や、議会の解散など様々な理由により変更が生じます。

※参考資料は以上です。

この参考資料は、返信用封筒に同封の必要はありません。
ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。